

畿央大学における新型コロナウイルス感染防止に対する活動制限レベル指針(教職員・学生)

【表1:新型コロナウイルス感染防止に対する活動制限レベル設定に関する判断基準】

| 活動制限レベル | | 感染拡大・収束の状況、政府等による要請レベル |
|---------|-----------------|---|
| 0 | 通常 | (感染状況)WHO・政府等により感染症の終息宣言が出されている状況 (要請レベル)政府・自治体等によるイベント・外出自粛等の要請が発出されていない状況 |
| 1 | 制限-最小 (一部制限) | (感染状況)国内において少数ながら継続的に新規感染者が発生しているが、キャンパス所在地では新規感染者がほとんどない状況が継続しているような状況 (要請レベル)政府・自治体等からイベント開催の必要性を検討するよう要請されている状況(一律の自粛要請ではない) |
| 2 | 制限-小 | (感染状況)国内において百人規模で新規感染者が発生しているが、キャンパス所在地では感染拡大傾向は見られないような状況 (要請レベル)政府・自治体等から大規模なイベントの開催自粛や制限等が要請されている状況 |
| 3 | 制限-中 | (感染状況)近畿地区において百人以上の規模で新規感染者が発生しており、かつキャンパス所在地及び近隣府県で緩やかに一定速度で感染者が増加しつつある状況、あるいはキャンパス所在地及び近隣府県で収束傾向にあるものの依然として国内で数百人以上の新規感染者が発生しているような状況 (要請レベル)政府・自治体等から大規模なイベントの開催自粛や地域によっては学校の臨時休校等が要請されている状況 |
| 4 | 制限-大 | (感染状況)国内において千人規模で新規感染者が発生しており、感染経路不明者が半数を超える、あるいは1週間程度で累積感染者数が倍加するなど感染拡大速度が加速されており、またキャンパス所在地及び近隣府県で感染者が急増しているような状況、あるいは感染爆発状態から収束の兆候が見え始めている状況 (要請レベル)政府の「緊急事態宣言」が発令され、キャンパス所在地のいずれかの自治体が対象区域に指定された状況、またキャンパス所在地及び近隣府県の自治体により、不要不急の外出自粛や往来自粛、学校の臨時休校等が要請されている状況 |
| 5 | 制限-最大 (原則停止) | (感染状況)全国的に2-3日で累積感染者数が倍加するような感染爆発状態にあるか、その状態に入る危険性の高い状況 (要請レベル)政府の新たな「緊急事態宣言」が発令され、徹底した外出自粛や往来自粛、学校の臨時休校等が要請されている状況 |

(1)実際の感染状況は日々変化するため、全体の大まかな感染状況は1週間単位で毎週月曜日に確認することとする。ただし、感染爆発状況かそれに近い状況になった場合は毎日感染状況を確認し、活動制限レベルの設定を行うものとする。

(2)各活動制限レベルに記載の「感染状況」と「要請レベル」は必ずしも一致しないことが想定されるため、それぞれの状況を勘案して総合的に判断を行うものとする。

【表2:新型コロナウイルス感染拡大に対する畿央大学の活動制限レベル指針】

は現在

| 活動制限レベル | 授業 | 研究活動 | 入構制限 | 課外活動 | 教員勤務体制 | 職員勤務体制 | 出張・旅行 |
|-------------------|--|--|------------|-----------------------------|--------------------------|---|-----------------------------------|
| 0 通常 | 通常の対面授業 | 通常 | 通常 | 通常 | 通常 | 通常 | 通常 |
| 1 制限-最小 (一部制限) | 感染防止対策を行った上で対面授業を実施する。 | 感染防止対策を行った上でほぼ通常の研究活動、学会等への参加を行う。 | 一部制限あり。 | 感染防止対策を施した上での活動。 | 在宅勤務を併用して大学勤務。 | 時差出勤/在宅勤務を併用して大学勤務。 | 流行地域への出張・旅行注意。 |
| 2 制限-小 | 感染防止対策を行った上で対面授業を実施するが、できるだけ遠隔授業を推奨する。 | 感染防止対策を行った上で研究活動を認めるが、自宅での作業を検討する。 | 一部制限あり。 | 感染防止対策を施した上での活動。 | 在宅勤務を併用して大学勤務。 | 時差出勤/在宅勤務を併用して大学勤務。 | 流行地域への出張・旅行の原則自粛。 |
| 3 制限-中 | 原則、遠隔授業とするが、必要性や対策の徹底を前提に一部のみ対面授業を認める。 | 感染防止対策を行った上で研究活動を認めるが、現場での滞在時間を減らし、自宅での作業を検討する。 | 必要者以外入構制限。 | 感染防止対策を確認の上、学内での活動を許可制で認める。 | 必要な場合大学勤務。在宅勤務の推奨。 | 時差出勤/在宅勤務を推奨しながら大学勤務を認める。 | 流行地域への出張・旅行の自粛。 |
| 4 制限-大 | 原則として遠隔授業のみ実施する。 | 研究機能の最低限の維持のため、生物の世話、液体窒素の補充、サーバー維持などを目的に、教員のみの一時的入室を許可する。学生の入室は原則禁止とする。 | 原則入構禁止。 | 活動禁止。 | 原則在宅勤務。必要な場合のみ最小限の大学勤務可。 | 感染拡大に最大限注意しつつ、進行中の重要な事務を継続するために必要な職員が交代で出勤する。 | 緊急事態宣言対象地域への出張・旅行の原則禁止。その他地域へは自粛。 |
| 5 制限-最大 (原則停止) | 遠隔授業のみ実施する。 | 研究機能の最低限の維持のため、生物の世話、液体窒素の補充、サーバー維持などを目的に、教員のみの一時的入室を許可する。 | 入構禁止。 | 活動禁止。 | 在宅勤務。 | 基幹機能維持のための出勤者をのぞき在宅勤務。 | 全ての移動を原則禁止。 |

(1) 活動制限レベルの設定は、国内全体ならびにキャンパス所在地及び近隣府県における感染の拡大状況・収束状況ならびに政府等による要請のレベルを総合的に勘案して判断する。危険度レベル設定に関する判断基準は、【表1】を目安とする。

(2) 活動制限レベルの判断については、本指針を参考として、対策本部において決定する。これに伴う具体的な措置・対応ならびに表中に記載のない項目に関する対応については、内容に応じて、対策本部または関係機関において審議・決定する。なお、活動制限レベルの設定及びこれに対応する措置については、あくまでも指針として示すものであり、状況を総合的に検討したうえで、上記にない措置を判断することがありうる。

(3) 学内で感染者が発生した場合などは、自治体からの要請にもとづいて一時的にキャンパス入構禁止措置等を判断することがありうる。

(4) 学外実習等の実施については各学科と相談の上決定する。